

# 第 8 期第 1 回福祉のまちづくり推進会議

## 議 事 録

日 時：平成 2 5 年 1 0 月 3 0 日（水）午前 1 0 時 3 0 分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 1 2 階 4 号・5 号会議室

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

## 1. 開 会

事務局（徳光高齢福祉課長） 定刻でございますので、ただいまから、第8期第1回福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

今日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、この事務局を務めます徳光と申します。

### 開会挨拶

事務局（徳光高齢福祉課長） それではまず、開会に当たりまして、保健福祉局高齢保健福祉部長の菱谷からご挨拶を申し上げます。

事務局（菱谷高齢保健福祉部長） 皆さん、おはようございます。

高齢保健福祉部長の菱谷でございます。

第8期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、皆様方におかれましては、お忙しい中、福祉のまちづくり推進会議にご出席いただきまして、また、当推進会議の委員を快くお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。

さらに、各委員の皆様方には、日ごろより、それぞれのお立場で札幌市の保健福祉行政にご理解、ご尽力をいただいておりますことに対しまして、この場をおかりして感謝を申し上げたいと思います。

さて、札幌市では、全ての市民の方が安心して快適に生活できるまちづくりを目指すため、平成10年に札幌市福祉のまちづくり条例を制定しました。この推進会議は、条例に基づく組織でして、私ども札幌市が市民、事業者の皆様とお手を携えながら福祉のまちづくりを推進していくためのかなめとなる組織でございます。

第1期の推進会議が平成11年に発足しておりますので、十数年が経過しております。この会議では、これまでに、一般の方向けの「心のバリアフリーガイド」を作成したり、また、公共施設のバリアフリーチェックシステムを私どもは持ってあり、直近で申しますと、狸小路の歩道整備の際に皆様と一緒にチェックさせていただくなど、札幌市のバリアフリー施策を進めるに当たりまして、多大な貢献をいただいております。

ご承知のとおり、現在、我が国では、他の先進国にも類を見ないような急速なスピードで高齢社会が進行しております。札幌市におきましても、直近の数字は平成25年10月1日現在のものですが、65歳以上の高齢化率は22.5%という超高齢社会に既に入っているところでございます。

一方、障がいをお持ちの方も年々増加傾向となっておりますし、さらに、障がいをお持ちの方の高齢化ということも懸念されているところでございます。

こうした状況の中、高齢の方や障がいをお持ちの方はもちろんですが、全ての市民が安心して快適に暮らし、また、自分の意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加

できる環境を整備するという、すなわち、先ほどから申しております福祉のまちづくりの推進が今後ますます重要になっていくと私どもは認識しているところでございます。

本日の会議におきましては、前期の第7期の推進会議で審議された内容なども踏まえまして、今後の推進会議の方向性などを議論していただきたいと考えております。

委員の皆様方には、これから2年の任期中、さまざまな視点から忌憚のないご意見をぜひいただいて、福祉のまちづくりをともに推進していきたいと私どもは願っているところでございます。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

#### 出席者自己紹介

事務局（徳光高齢福祉課長） ここで、事務局の職員をご紹介します。

まず、事務局長は、ただいまご挨拶申し上げました高齢保健福祉部長の菱谷でございます。

そして、私は、高齢福祉課長の徳光です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 同じく、高齢福祉課福祉のまちづくり担当係長の手島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（千葉係員） 同じく、高齢福祉課福祉のまちづくり担当の千葉と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（徳光高齢福祉課長） 関連部局として、今回、二つの局からも同席させていただいております。

続きまして、市民まちづくり局総合交通計画部です。

事務局（伊藤交通施設担当課長） 札幌市バリアフリー基本計画を担当しております市民まちづくり局総合交通計画部で交通施設担当課長をしております伊藤と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（中塚駐車施設担当係長） 同じく、総合交通計画部で駐車施設担当係長をしております中塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（工藤係員） 同じく、総合交通計画部交通計画課の工藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（徳光高齢福祉課長） 続きまして、建設局土木部道路課からです。

事務局（小林交通安全施設係長） 初めまして。私は、建設局土木部道路課の交通安全施設係長をしております小林と申します。主に歩道のバリアフリーの関係を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（吉舗主査） 同じく、道路課で主査をしております吉舗と申します。よろしくお願いいたします。

事務局（上田係員） 同じく、道路課交通安全施設係担当の上田と申します。よろしく

お願いいたします。

事務局（徳光高齢福祉課長）事務局は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。  
次に、定足数の報告をいたします。

今回、委員の皆様のうち、所用のためご欠席というご連絡をいただいております方が4名いらっしゃいます。照井委員、東委員、堤委員、澤田委員です。この会議は定数23名で、過半数の出席をもって成立することになっております。本日は、19名の皆様に出席していただいておりますので、会議は成立いたします。

それでは、議事に入る前に、本日はこの期の最初の会議に当たりますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いできればと思います。お席の順に、浅香委員から順番にお願いできますかでしょうか。

浅香委員 前期から引き続いて委員をさせていただきます。名簿の一番上に書いてあります身体障害者福祉協会の浅香と申します。よろしくごお願い申し上げます。

安達委員 名簿2番目の安達浄子でございます。

私は、75歳の高齢者の切符をもらいまして、今までやっていた発寒連町の福祉部を引退させていただきました。何かすることはないかと思ったときに、公募のメモを見まして、応募してみました。多分、こんなばあさんだから採用にはならないだろうと思いながら応募いたしました。名簿を見たら、あちこちの大学の先生がいらっしゃるようですので、きっとすごくためになることをたくさん勉強できるかなと思って楽しみにしております。よろしくごお願いいたします。

石橋委員 おはようございます。北海学園大学工学部建築学科の石橋と申します。

専門は医療福祉関連の建築で、移動環境について研究を行っております。今期から初めてこちらで委員を務めさせていただくことになりました。皆さん、どうかよろしくごお願いいたします。

今西委員 おはようございます。札幌青年会議所から参りました今西と申します。

札幌青年会議所という団体は、札幌市に住む20歳から40歳までのいわゆる青年経済人と言われる人たちがさまざまな分野から集まりまして、札幌のまちづくりについて、いろいろな取り組みを行っている団体であります。私も、きょう初めて参加をさせていただきますので、いろいろと学んで、団体へ持ち帰りたいと思っております。どうぞよろしくごお願いいたします

大鋸委員 初めまして。大鋸久雅と申します。

公募いたしました。特段のスキルは何もないのですけれども、家族に要介護の者を持つ一主婦の立場から何かお役に立てることがあればと思って参加させていただきました。どうぞよろしくごお願いいたします。

加藤委員 初めまして。加藤京子です。

通称で札家連と言いますが、NPO法人札幌市精神障害者家族連合会です。私は主婦ですけれども、家族に精神障がい者の娘を抱えております。よろしくご願います。

児玉委員 こんにちは。児玉芳明と申します。

きょうは、公募委員として参りました。私は、障がい者が働いているさっぽろシュリーという一般財団法人の理事長をしておるほか、北のユニバーサルデザイン協議会を6年前に立ち上げまして、札幌市内あるいは道内のさまざまな心のバリアフリー、あるいはユニバーサルデザインの施設、そういった研究を皆さんと手を取り合いながらやっています。今後もひとつよろしく願いいたします。

今委員 おはようございます。北海道バス協会の今と申します。

日ごろ、バスをご愛顧いただいておりますことに、この場をかりてお礼を申し上げます。また、苦情、ご要望等がありましたらいただきたいと思えます。

坂口委員 おはようございます。名簿にあるとおり、札幌高齢・退職者団体連合で会長をしております坂口と申します。

今回、初めてこのメンバーに参加をしたのですが、前の会長が3期か4期くらい専属でここの委員をやっていましたので、それなりの話は聞いていましたけれども、皆さん方とバリアフリーについて話し合い、また、検討することは初めてです。いろいろと教えていただきながら検討していきたいと思っていますので、よろしく願いをします。

鈴木委員 皆様、おはようございます。

北星学園大学の鈴木と申します。前期からお世話になっております。

私の専門は都市計画交通計画でして、交通、移動の環境、支援を専門としております。皆さん、よろしく願いいたします。

中ノ殿委員 おはようございます。中ノ殿恭子と申します。札幌ホテル旅館組合から参りました。

私自身も、大通西7丁目でホテルを経営しておりまして、民間とは言えども、たくさんの方にご利用をいただく施設として、少しでも福祉のまちづくり推進委員会で勉強させていただきまして、組合に持ち帰り、少しでも障がいのある方、高齢者の方に優しいホテルづくりをしてまいりたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

松川委員 おはようございます。札幌学院大学の松川と申します。

第6期と7期の推進会議の委員させていただいております。第7期では心のバリアフリー一部の部会長も務めさせていただきました。専門は障害者福祉論、障害学ということで、実践も含めて障がい者の支援に携わっております。どうぞよろしく願いいたします。

水尻委員 札幌市手をつなぐ育成会でことしから理事をやっております水尻と申します。

知的障がい児・者、また最近では発達障がいもふえているのですが、そちらの親の会を務めております。また、手稲区の知的障害者相談員も2期目をやらせていただいております。前任の高津に比べますとまだまだ力不足かと思えますが、よろしく願いいたします。

宮川委員 おはようございます。札幌市社会福祉協議会の常務理事をしております宮川と言います。前期に引き続いて、どうぞよろしく願いいたします。

宮崎委員 おはようございます。公募委員の宮崎理と申します。

現在、札幌市内の専門学校、大学を中心に非常勤講師をしております。また、先ほど、鈴木先生は北星学園大学とおっしゃっていましたが、大学院の社会福祉学研究科の博士後期課程に所属しております。専門は社会学と社会福祉学ですが、その中でもジェンダーと社会的排除について研究しております。

このたび、少しでも市政のお役に立てればと存じまして公募させていただきました。よろしく願いいたします。

森岡委員 おはようございます。私は、森岡三恵子と申します。

札幌市のボランティア連絡協議会の理事を務めさせていただいて9年ぐらいになっております。前回より福祉のまちづくりのお手伝いができるようになりまして、引き続き本年もお勉強させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

若狭委員 皆様、おはようございます。藤女子大学の人間生活学部人間生活学科の若狭と申します。

今期、初めて委員に就任させていただきました。専門は高齢者福祉のソーシャルワークで、研究的には高齢者の地域生活支援になります。どうぞよろしく願いいたします。

木下委員 おはようございます。札幌市肢体障害者協会の木下と申します。

私も障がい者なものですから、そういう視点も含めて、福祉のまちづくりに興味を持っています。この会議はとても勉強になりますし、いろいろやっていければと思っています。前期から引き続きやっております。よろしく願いします。

沖村委員 おはようございます。公募で参りました沖村と申します。

私は、視覚と聴覚に障がいを持っている盲聾の障がい者です。現在、札幌盲ろう者福祉協会で事務局長として活動しております。

先ほど説明がありましたように、私たち盲聾者は、いろいろなコミュニケーション方法があります。今回、私は弱視難聴という障がいですので、音声通訳を受けています。皆さんには耳ざわりな点もあるかと思いますが、どうかご理解のほどをよろしく願いいたします。また、このような大きな会議に出席するのは初めてのことなので、少し緊張しておりますが、一生懸命務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（徳光高齢福祉課長） 皆さん、ありがとうございました。

#### 資料確認

事務局（徳光高齢福祉課長） 続きまして、ここで配付資料の確認をさせていただきます。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 福祉のまちづくり担当係長の手島です。

では、お手元にお配りしました資料の確認をさせていただきます。

まず、第8期第1回福祉のまちづくり推進会議とあります本日の会議次第、第8期福祉のまちづくり推進会議委員名簿、座席表が机の上にありますので、ご確認ください。

次に、資料になりますけれども、説明資料（1）から（4）につきましては、通しのペ

ージをつけております。説明資料(1)は、福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容でございます、1ページから4ページまでとなっております。説明資料(2)につきましては、福祉のまちづくり推進会議の審議内容でして、(2)の は、第1期から第7期までの福祉のまちづくり推進会議の審議内容、(2)の は、第7期福祉のまちづくり推進会議の審議内容でございます。5ページから8ページまでとなっております。説明資料(3)は、今後の推進会議の検討事項(案)となっております、9ページになります。次に、説明資料(4)としまして、新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しについてとなっております。そのほかに、添付資料といたしまして、公共的施設に危険な箇所はありませんかというリーフレットと心のバリアフリーガイドという冊子をつけております。

また、説明には載っていませんけれども、参考資料としまして、札幌市福祉のまちづくり条例と札幌市福祉のまちづくり条例施行規則を添付しております。不足している資料はございませんでしょうか。

資料確認については以上となります。

## 2. 議 事

事務局(徳光高齢福祉課長) それでは、この会議につきましては、会長、副会長を皆様の互選で選んでいただきまして、その方に会議の進行をお願いするというスタイルをとっております。

本日は初めての会議ですので、会長と副会長がまだ決まっておりません。会長と副会長が決まるまで、事務局長の菱谷が仮の議長を務めさせていただきたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

事務局(徳光高齢福祉課長) ありがとうございます。

それでは、菱谷がしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

事務局(菱谷高齢保健福祉部長) しばらくの間、仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初の議題として、先ほど申しましたように、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づきまして、委員の互選によりまして会長及び副会長を選出したいと思います。

最初に、会長につきましては、立候補される方、また推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

宮川委員、お願いいたします。

宮川委員 社会福祉協議会の宮川です。

提案させていただきます。

第6期から委員をされて、前の第7期でも心のバリアフリー部会長を務められて、この会議の経緯などをよくご存じの松川委員にお願いしてはどうかと思いますので、お諮りし

たいと思います。

事務局（菱谷高齢保健福祉部長） ただいま、宮川委員から、会長に松川委員を推薦するという意見がございました。

ほかにどなたか意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

事務局（菱谷高齢保健福祉部長） なければ、会長は松川委員に会長をお願いすることを承認される方は、拍手をお願いしたいと思います。

（賛成者拍手）

事務局（菱谷高齢保健福祉部長） ありがとうございます。

続きまして、副会長の選任に入りたいと思いますが、どなたか、副会長に立候補される方、または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

松川委員、お願いいたします。

松川委員 札幌学院大学の松川です。

長くまちづくり推進会議に携わっておられて、当事者のお立場から貴重な発言をされてきました札幌市身体障害者福祉協会の浅香委員にお願いしてはどうかと思います。いかがでしょうか。

事務局（菱谷高齢保健福祉部長） ただいま、松川委員から、副会長に身体障害者福祉協会会長の浅香委員を推薦するというご意見がございました。

ほかにご意見はございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

事務局（菱谷高齢保健福祉部長） なければ、副会長は浅香委員をお願いすることを了承される方は、拍手をお願いしたいと思います。

（賛成者拍手）

事務局（菱谷高齢保健福祉部長） ありがとうございます。

それでは、恐縮でございますが、松川委員、浅香委員には、会長席、副会長席への移動をよろしくお願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

事務局（菱谷高齢保健福祉部長） それでは、新会長と新副会長に、一言、ご挨拶をいただきまして、以降の会議の進行についてもよろしくお願いしたいと思います。

では、松川会長、よろしく申し上げます。

松川会長 ただいま、皆様方から推薦をいただき、会長を務めさせていただくことになりました松川です。改めまして、よろしく申し上げます。

先ほども言いましたように、私は第6期、第7期の推進会議の委員を務めさせていただきました。大垣前会長のもとで大変活発な議論がされてきたとっております。福祉のまちづくりを総合的に推進していく役割を担った重要な会議であると私自身認識を持っております。

第8期におきましても、皆様方のご協力のもとで札幌市の施策に反映できるような積極的な発言をできるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞ協力をよろしくお願いいたします。

浅香副会長 札幌市身体障害者福祉協会の浅香と申します。

私も、第6期から前任の会長に引き続いて担当をさせていただいております。今回、松川委員が会長ですので、多分、何も役目はないだろうということで、大船に乗った気持ちで安心しております。副会長という名前だけになるかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

私は、5年前までは団体の職員だったものですから、前任の会長のかばん持ちをしながら、この推進会議の設立した当初から内容は一応把握しているつもりですが、今、副会長となったからには、松川会長の足を引っ張らないように、また、私も当事者として意見を申し上げていきたいと思えます。

よろしくお願ひ申し上げます。

松川会長 それでは、次第に沿って、早速、議事を進めさせていただきたいと思えます。

まず、議題(2)福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容について、(3)福祉のまちづくり推進会議の審議内容についてです。きょうは、第8期の最初の会議になります。新しく委員になられた方も13名いらっしゃるということですので、まず、福祉のまちづくり関係法令等、本会議のこれまでの審議内容について、事務局から説明をいただきまして、この会議の役割と経過について確認をしていきたいと思えます。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) まず初めに、福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容と福祉のまちづくり推進会議の審議内容についてのご説明をいたします。前回に引き続き、委員の皆様、またバリアフリーについて既に十分に理解されている委員の皆様には少し長い説明になるかと思えますが、ご理解をお願いいたします。

まず、資料(1)の福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容についてご説明いたします。1ページから4ページまでとなります。

この資料では、国の法令、道、市の条例制定と基本構想策定の経過を時系列で整理しましたので、法令、条例等の目的とその主な内容について説明してまいります。また、制定、策定の主体につきましては、制定年月の後ろに網かけでそれぞれ国、道、市と記載しております。

まず、札幌市では、高齢者や障がい者の社会参加を促進するため、市民が利用する施設の整備方針を示し、公共建築物の整備を進めることを目的として、昭和56年1月に札幌市福祉のまちづくり環境整備要綱を制定しました。こちらは、平成5年に改正をしております。

その後、本格的な高齢社会の到来を迎えて、高齢者や障がい者などの自立と積極的な社会参加を促すため、国は、平成6年6月、ハートビル法を制定しました。こちらは高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律というものが正

式名称になります。この法律は、特定かつ多数の者が利用する建築物のことを特定建築物と言いますが、特定建築物において高齢者や身体障がい者等が円滑に利用できるような整備を促進することを目的としております。

ハートビル法は、平成14年に改正され、平成18年のバリアフリー新法の施行に伴い、廃止されました。

北海道では、平成9年10月に北海道福祉のまちづくり条例を制定しました。この条例は、平成15年8月に改正されています。北海道福祉のまちづくり条例と札幌市福祉のまちづくり条例の施設整備基準につきましては、札幌市内では札幌市の条例が優先されることとなります。

次に、札幌市は、ソフト面の施策も視野に入れた独自の福祉のまちづくりを市・事業者・市民が協力連携して総合的に進める必要性から、平成10年12月、札幌市福祉のまちづくり条例を制定しました。この条例は、障がいのある方や高齢の方を含め、全ての市民が安心して快適に暮らし、みずからの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進し、全ての人に優しいまちにすることを目的としております。

条例では、市、事業者、市民の役割と相互の協力と連携や福祉のまちづくりのための基本的施策を定めておきまして、福祉のまちづくり推進会議もこの条例の中で定めております。さらに、多数の人が利用する公共的施設について整備基準を定めており、公共的施設の新設などについては、市に事前協議が必要とされています。この条例につきましては、当高齢福祉課が所管しておりますが、事前協議や適合証、表示板などの交付など整備基準の実際の運用につきましては、都市局建築指導部が行っております。

この条例は、平成17年12月に改正をしております。

参考資料として福祉のまちづくり条例と施行規則を添付しております。お時間があるときに目を通していただきたいと思います。

続いて、平成12年5月、国は交通バリアフリー法を制定しました。正式には高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律と言います。この法律は、高齢者や身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進により、公共の福祉の増進を図ることを目的としています。

平成6年に施行されたハートビル法が建築物のバリアフリーの促進を目的としているのに対して、交通バリアフリー法は、公共交通機関及び移動経路のバリアフリーの促進を目的としている法律です。

交通バリアフリー法は、平成18年のバリアフリー新法の施行に伴い、廃止をされました。

平成15年4月、札幌市では、前に述べました交通バリアフリー法の施行に伴い、公共交通を中心としたバリアフリー化をさらに促進することを目的として、札幌市交通バリアフリー基本構想を策定いたしました。策定に当たっては、学識経験者、交通事業者、高齢者団体、身体障がい者団体などで構成される札幌市交通バリアフリー基本構想策定協議会

において意見を聞き、策定を行いました。

また、この基本構想では、都心地区、副都心地区、麻生地区の3地区を重点整備地区として選定し、移動円滑化整備基本方針を定めました。

平成16年、基本構想の実現に向けて、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会などの各事業者が策定した特定事業計画を札幌市交通バリアフリー特定事業計画として集約し、この計画に基づき、バリアフリー化を進めました。

一方、国では、平成18年6月にバリアフリー新法を制定いたしました。正式名称は、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律と言います。ハートビル法で建築物のバリアフリー化、交通バリアフリー法で公共交通機関及び移動経路のバリアフリー化を進めていきましたが、その対象範囲は限定されていました。そこで、この二つの法律を統合して、移動における連続的なバリアフリー化を促進するとともに、高齢者、障がい者などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進し、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的として、このバリアフリー法が制定されたものです。

このバリアフリー新法では、身体障がい者のみならず、知的・精神・発達障がい者の全ての障がい者が対象になったこと、また、これまでの建築物、公共交通機関及び道路に路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを追加したことなど、対象者と対象施設の拡充、また、そのほかに対象エリアを、旅客施設を含まない地域にまで拡充しました。このバリアフリー新法は、国土交通省が所管しております。

平成21年3月、札幌市では、前述のバリアフリー新法の施行に伴い、重点整備地区の拡充とバリアフリー化の対象施設の拡大を図り、重点的かつ一体的にハード、ソフトの両面から市民の生活環境のバリアフリー化を着実に推進すること目的とし、新・札幌市バリアフリー基本構想を策定しました。

新基本構想の策定に当たっては、第5期の福祉のまちづくり推進会議の専門部会としまして第2次札幌市バリアフリー基本構想検討部会を設置し、策定までの検討を行いました。また、新札幌市バリアフリー基本構想では、市内53地区を重点整備地区として選定し、バリアフリー化の基本方針を定めています。

平成22年、札幌市では、新・札幌市バリアフリー基本構想の実現に向けて、各施設管理者が作成した特定事業計画を新・札幌市バリアフリー特定事業計画として集約するとともに、53地区の中で20地区を優先度の高い地区として選定いたしました。札幌市の新・札幌市バリアフリー基本構想は、市民まちづくり局総合交通計画部が所管しております。

平成23年3月、バリアフリー新法基本方針の全部が改定されまして、平成18年制定当時の目標年次であった平成22年度末の目標を新たに平成32年度末に設定し直されたことから、総合交通計画部において、新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しを行う予定です。

第5期の推進会議専門部会において検討されたのと同様に、今期、第8期の推進会議においても専門部会を設けて検討を行うように考えています。

平成25年12月、地域分権改革に係る第2次一括法、権限移譲によりまして、地方公共団体では、道路、公園それぞれについて、バリアフリー条例を制定することになりました。道路については、建設局土木部道路課が札幌市道路バリアフリー条例を、公園については、環境局みどりの推進部みどりの管理課が札幌市都市公園条例の改正を行っております。

福祉のまちづくり関係法令、条例等の制定経過と内容については、以上でございます。

続きまして、第1期から第7期までの福祉のまちづくり推進会議の審議内容についてご説明いたします。資料は(2)の 、ページは5ページ、6ページとなります。

札幌市は、平成10年12月に福祉のまちづくり条例を制定いたしまして、平成11年6月から施行しておりますけれども、条例第29条に規定されていません福祉のまちづくり推進会議は、平成11年9月に発足したのになります。当推進会議は、福祉のまちづくりの推進に係る重要事項を調査、審議するために設置するものとされておまして、任期は2年で、現在までに第1期から第7期までを設置したところです。

まず、第1期の推進会議ですが、平成11年9月に設置し、条例の第7条において、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針、福祉のまちづくり推進指針を策定するとされておりますことから、第1期では、札幌市福祉のまちづくり推進指針検討部会という専門部会を設置しまして、推進指針策定までの検討を行いました。

札幌市福祉のまちづくり推進指針は、札幌市が目指すまちづくりのイメージや実現するための課題、行動目標、取り組みを示すとともに、市民・事業者・行政の役割を整理しております。いわばソフト面に重点を置かれた内容となっております。この指針の内容と検討経過につきましては詳細がホームページに掲載されておりますので、お時間がございましたらご一読いただきたいと思います。

第2期の推進会議では、福祉のまちづくり賞選考部会と施設整備事例集検討部会の二つの専門部会を設置しました。福祉のまちづくり賞選考部会においては、平成13年、14年にまちづくり賞の選考と表彰を実施しました。平成15年からは、北海道が実施している福祉のまちづくりコンクールの内容を変更して、私どもの札幌市の福祉のまちづくり賞と重複するような形になったことから、以降は札幌市独自の表彰は実施しておらず、北海道の福祉のまちづくりコンクールの後援をしております。

また、施設整備事例集検討部会では、平成14年4月に施設整備事例集を発行するまでの検討を行いました。この事例集には、整備基準施行後の2年間に、条例に基づく適合証、もしくは特定適合施設表示板の交付を受けた施設の中から優良整備施設を掲載しています。この事例集の内容についてもホームページに掲載をされておりますけれども、中には、平成17年の条例改正などによって、現在の条例に適合しないような内容も掲載しているところがございます。

第3期の推進会議では、福祉のまちづくり条例改正検討部会という専門部会を設置し、

平成17年12月の条例改正までの検討を行いました。改正の内容につきましては、先ほどの課題(1)条例等の設定経過と内容の中で説明しましたので、ここでは割愛させていただきます。

第4期の推進会議では、バリアフリー情報検討部会、心のバリアフリー部会、冬のバリアフリー部会の三つの専門部会を設置しております。

バリアフリー情報検討部会では、平成19年4月のさっぽろお出かけバリアフリーガイド、心のバリアフリー部会では、平成19年4月の子ども向け教材バリアフリー大研究、冬のバリアフリー部会では、平成19年3月の冬期の生活に関する意識調査結果報告書のそれぞれを作成、発行までの検討を行いました。

これらの内容につきましても、ホームページの中で掲載されております。

第5期の推進会議では、第2次札幌市交通バリアフリー基本構想検討部会と優しさと思いやりのバリアフリー検討部会の二つの専門部会を設置しております。

第2次札幌市交通バリアフリー基本構想検討部会では、平成21年3月策定の新・札幌市バリアフリー基本構想の検討を行いました。優しさと思いやりのバリアフリー検討部会では、第5期と第6期の2期に渡りまして、従来の数値化したバリアフリーの基準に頼るのではなく、優しさと思いやりの視点に立って、人の目や感覚に基づく新たな取り組みを検討しています。第5期の平成21年8月には、優しさと思いやりのバリアフリーについてという報告書を作成しています。

第6期の推進会議では、第5期に引き続き、優しさと思いやりのバリアフリー部会を設け、平成22年9月の優しさと思いやりのバリアフリーに関する要綱、公共的施設のバリアフリーチェックシステム実施要領、危険施設等通報システム運営要領の制定と、優しさと思いやりのバリアフリーのシステム運用開始までの検討を行っております。

また、部会委員が平成22年度と平成23年度の公共的施設のバリアフリーチェックを視察し、部会と推進会議でその検証も行いました。

第7期の推進会議では、優しさと思いやりのバリアフリー部会と心のバリアフリー部会の二つの専門部会を設置しております。優しさと思いやりのバリアフリー部会につきましては、部会委員が平成23年度と24年度の公共的施設のバリアフリーチェックを視察し、部会と推進会議でその検証を行っております。

心のバリアフリー部会では、心のバリアフリーガイドを作成し、平成25年8月に発行いたしました。

なお、優しさと思いやりのバリアフリーにつきましては、議題(3)の今後の推進会議の検討事項と専門部会の設置の中で改めてご説明いたしますので、第1期から第7期までの推進会議の主な審議内容については、以上となります。

松川会長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問等ございますでしょうか。

児玉委員 福祉のまちづくり条例を拝見しまして、一つは、全ての市民という言葉がございましたが、その中に外国人は入らないのですか。在留登録している外国人は市民に見

ないわけですか。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 入ります。

児玉委員 また、今回の心のバリアフリーガイドの中で共生社会という言葉が出てきますけれども、この中に外国人も入るのですね。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） そういう理解でつくっております。

児玉委員 わかりました。

それから、福祉のまちづくり条例という言葉そのものですが、福祉という言葉を見直すということは今まで会議の中でございましたか。例えば、熊本や高山は、ユニバーサルデザインを基本にしたまちづくり条例をつくっております、やさしいまちづくり条例とか、わくわくまちづくり条例とか、少しポジティブな感じの言葉で条例をつくっていると理解しております。福祉という上から何かを与えるという昔からのイメージから脱却して、もっと前向きな形のまちづくり条例が必要になってきているのではなかろうかと私個人としては考えました。

これからの冬季オリンピックとか東京オリンピックの際に、札幌の皆さんは非常に脚光を浴びる時期になってまいります。ですから、外国人とか、ユニバーサルデザインとか、そういうものをもっと前面に打ち出した積極的なまちづくりを推進していくための条例であってほしいというのが私の個人的な願いです。まず、この2点について私の話を終えたいと思います。

これまでの制定経過を見ると、何となくユニバーサルデザインという言葉을避けて通っているというイメージがあるのです。バリアフリーとユニバーサルデザインを区別するような議論はあったのですか。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 札幌市が福祉のまちづくり条例を制定した際には、市でもユニバーサルデザインについての考えがまだなくて、福祉のまちづくり、バリアフリーという観点で条例を策定しております。今、他都市においては、ユニバーサルデザインについて考える部署を設けているところもありますが、札幌市ではまだそういった考えには至っていないところです。現段階では、福祉のまちづくり条例、バリアフリーの推進を進めているところです。

児玉委員 平成16年だと思うのですが、議会でユニバーサルデザイン基本構想の提言というものがあったと思うのです。それをもとにして、何か議論を展開したということは特にないのですか。

事務局（手島福祉のまちづくり担当係長） 聞いておりません。

児玉委員 私の考えですけれども、障害者権利条約を初めとして、障害者総合支援法、差別解消法というものの基本にあるのは、必要かつ合理的な援助、支援が表面に出てきていて、その根底にあるのは、バリアをフリーにするということではなく、もっともっと先から、誰にとっても住みやすい、あるいは使いやすい心のユニバーサルデザインということに今はもう焦点が移っていると思うのです。

ですから、そういうところをもっともっと考えるべきではないかと感じております。  
松川会長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

今の児玉委員からのご意見には大変重要なご指摘が含まれていたと思います。これからの部会等でも少し議論する機会があれば考えていきたいと思っております。きょうは、ご意見としてお伺いしておくということにしたいと思っております。

ほかになければ、次の議題に入っていきたいと思っております。

四つ目の議題です。

今後の推進会議の検討事項及び専門部会の設置についてです。

まず、今後の検討事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 今後の推進会議の検討事項についてですが、9ページの資料(3)になります。

まず一つ目としまして、平成22年度9月に制度が開始しました優しさと思いやりのバリアフリーにつきまして、今後の推進会議の中でそれぞれのシステムについて意見をいただきながら検証することが必要と考えております。

この二つのシステムについてご説明いたします。

まず、一つ目につきましては、公共的施設のバリアフリーチェックシステムです。

こちらは、従来の数値化されたバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取り組みとして、公共的施設を整備する際、障がいのある方や高齢の方などによるバリアフリーチェックを実施して意見を求めるシステムです。主に2,000平米以上の公共的建築部の新・増改築と道路、公園の整備を対象として、一般社団法人札幌市老人クラブ連合会と社団法人札幌市身体障害者福祉協会から推薦されましたチェック実施者がバリアフリーチェックを行っております。また、福祉のまちづくりの推進会議の専門部会委員も動向し、視察を行っております。

平成22年度は、施工段階のJR白石駅自由通路、平成23年度は施工前の狸小路と発寒稲荷線歩道について、平成24年度は狸小路について、設計段階と施工段階で実施いたしました。

主なチェック内容としましては、誘導ブロックの色や位置、舗装ブロックの目地幅、点字触地図の点字間隔や突起の高さなどのチェック内容となっております。

の危険施設等通報システムは、保健福祉局に市民からの通報窓口を設けて、人の目や感覚により多くの人々が利用する公共的建築物などにおける危険な箇所を早期発見して、対策を講じることによって、事故を未然に防ぐシステムとなっております。

添付しております資料の公共的施設に危険な箇所はありませんかというリーフレットがありますが、これは制度開始の際に区役所、関係団体に配布をいたしましたものです。

道路、公園を除く公共的施設の構造や配置、設備に関して、法令や条例等に規定する整備基準を満たしているかどうかにかかわらず、安全性を欠いたり、施設の利用者の体に具

体的な危険をもたらす箇所などを危険施設として通報を受けるものです。

平成22年度9月以降に危険施設として判断されたものは、薄野の地下鉄の地下出入口口と狸小路地下街からの出入口など5件です。平成23年度前期につきましては、中央図書館の階段など3件となっております。

平成23年度10月以降につきましては、危険施設として判断されたものはありません。以上が一つ目の検討事項についての事務局案となります。

松川会長 検討事項の優しさと思いやりのバリアフリーの二つのシステムの検証について、今、事務局から説明がありました。

ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川会長 それでは、次の検討事項について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 二つ目の協議事項につきまして概略の説明をいたします。

二つ目は、新・札幌市バリアフリー基本構想の見直し検討になります。

この新・札幌市バリアフリー基本構想につきましては、第5期の福祉のまちづくり推進会議の専門部会においてご審議いただき、平成21年3月に策定しておりますが、国のバリアフリー新法の基本方針改定に伴い、見直し検討が必要となりました。所管しているのは市民まちづくり局総合交通計画部交通施設担当課となります。

詳細については、担当の中塚係長から説明をいたします。

事務局(中塚駐車施設担当係長) 私から、検討事項の二つ目となる新・札幌市バリアフリー基本構想の見直し検討についてご説明させていただきます。お手元にお配りしました資料4をごらんいただきたいと思います。

先ほどもご説明を差し上げているとおり、平成18年に施行されました通称バリアフリー新法を受けまして、平成21年3月に新・札幌市バリアフリー基本構想を策定しました。

基本構想では、重点的、一体的なバリアフリー化を図るために、重点整備地区を設定しております。また、道路管理者や鉄道事業者などの各事業者が実施するバリアフリー化のための事業、基本方針や推進方策などを設定しております。

各事業者は、基本構想に基づく事業計画を策定いたしまして、重点整備地区において連携しながらバリアフリー化を推進していくことになっております。

札幌市では、現在の基本構想では53地区重点整備地区というのを設定しておりまして、現在、そのような状況でやっているということでございます。

次に、今回の基本構想の見直しの考え方と背景について、三つのポイントを挙げて説明させていただきたいと思っています。

一つ目ですが、バリアフリー新法では、具体的な施策や措置を当該事業者参画のもとで検証しまして、その結果に基づきまして、段階的、継続的な発展を図ることを求められております。このような考え方をスパイラルアップと呼んでいまして、基本構想もそんな考

えのもとに、施策の実施状況などを適宜検証いたしまして、以降の事業計画のスパイラルアップを図るとしております。

二つ目のポイントは、各事業者が基本構想に基づきましてバリアフリー化を行う中で、事業実施中にいろいろ気づいたことや、事業を実施する上での課題がやっていく中でわかってきたということでございます。

三つ目のポイントは、基本構想策定からこれまでの間にバリアフリーを取り巻く状況の変化も出てきております。具体的には、先ほどご説明したような国の基本方針の改定や、重点整備地区内の既存の建物の改廃などがそれに当たります。国の基本方針の改定につきましては、バリアフリー化に関する基本的な考え方は変わっていないですけれども、事業の目標の数字とか目標の年次が変更になっているところでございます。

既存の建築物の改築につきましては、バリアフリー化をする道路で結ぼうとしている対象施設がなくなってしまうたり、バリアフリー化する道路で結ぶべき建物が新たに建っている、そのような状況の変化があります。

以上の三つのポイントを踏まえますと、バリアフリー化に関する基本的な考え方は構想策定当時から変わっていませんので、現在の基本構造の全面的な改定は必要とはなっていないということはありますが、より一層のバリアフリー化の推進を図るため、現在の基本構想のスパイラルアップをこの時点でやっておく必要があるだろうと私どもでは考えているところです。

続きまして、資料の裏面に行きまして、検討部会で検討を行いたい内容についてご説明いたします。

この専門部会では、現在の基本構想のスパイラルアップを検討いたしまして、基本構想の改定案を最終的につくるのが目標となっておりますが、その取り組みについては三つほどあるだろうと考えております。

一つ目は、まず、各事業者などの取り組み内容や目標を検証しましょうということ、今までやった取り組み内容はどうだったのかということです。二つ目に、各事業者の事業実施上の課題をその場で共有いたしまして、課題解決に向けた見直しについて検討しましょうということです。最後は、バリアフリーを取り巻く状況の変化に対応した見直しも必要であろうということです。検討結果につきましては、札幌市福祉のまちづくり推進会議においてご報告をさせていただき、意見をいただいた上で、基本構想の改定を行っていきたいと思っています。

このように、今回の専門部会では、実際の現場の対応や具体的な方策の検討が主になってくると考えています。先ほど申し上げた三つのポイントを踏まえた議論をしていく中で、さまざまなご意見をいただくと考えておりまして、いただいたご意見につきましては、また次回のスパイラルアップなども想定されておりますので、将来の基本構造の改定に向けて整理し、進めていきたいと考えておるところでございます。

次に、専門部会の検討体制についてです。

専門部会は、福祉のまちづくり推進会議を所管しております札幌市保健福祉局高齢保健福祉部、それから、基本構想を所管しております私ども市民まちづくり局総合交通計画部、それから、道路のバリアフリー化を所管しております建設局土木部が事務局となって運営してまいりたいと考えております。このほかに、必要に応じまして、庁内関係部局に参加していただく予定です。このほかにも、基本構想に関連する期間により、外部委員をお願いしたいと考えているところでございます。

最後に、スケジュールについて説明いたします。

平成25年度は2回の専門部会の開催を予定しております。第1回目の専門部会につきましては、11月26日の午前中を予定しております。第1回専門部会では、現基本構想の内容や関連する事業の取り組み状況などについて、おおむね2時間程度で報告、検証を行いたいと考えています。2回目以降は、お手元の資料のとおり、平成26年度末までに基本構想の改定を作成したいと考えている状況でございます。

以上が基本構想到に係る専門部会についての説明です。

松川会長 今、検討事項の2点目について説明いただきましたけれども、ご質問等はいかがでしょうか。

宮川委員、お願いします。

宮川委員 2点について教えていただきたいと思っております。一つは、特定事業計画で53地区を定めて、20地区を優先度の高い地区としてバリアフリー化を進めているということですが、どうもイメージが湧かないのです。どれぐらいの期間で目標設定をして進めるのかよくわからないのですけれども、その進捗状況はどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思っております。

それから、各事業者の取り組み内容や目標をスパイラルアップで検討するとあるのですが、各事業者の現在の取り組み内容や目標等は公表されているものがどこかで見られるようになっているのでしょうか。

この2点を教えていただきたいと思っております。

中塚委員 一つ目の53地区の進捗状況については、二つ目は各事業所の取り組み状況のご質問と重複するところがございます。基本構想策定以来、策定の次の年度に特定事業計画を策定しております、どちらも札幌市のホームページで公開、更新しております。

きょうは、資料がすごく厚くなってしまうといいますが、道路であれば二百何十キロもやっています、そのうちどれぐらいできているのかを公表させてもらっております。進捗状況や各事業所の取り組みについては、毎年、特定事業計画のスパイラルアップということで公開させてもらっているところでございます。専門部会のほうでは、その辺も含めまして、皆様方に進捗状況や課題をそれぞれの事業ごとにご説明したいと考えています。

児玉委員 見直しのポイントの第1に、「当事者参加のもとで検証し」とありますが、これは、事前の協議を踏まえての検証になるのですか。あるいは、後ろのほうにも検証という言葉が入ってきていますけれども、障がい団体その他を含めた協議会を事前に設置す

る、あるいは、継続的に設置しておくというお考えはこの中には入っていないのですか。

事務局（中塚駐車施設担当係長） 今回のスパイラルアップに際しまして、福祉のまちづくり推進会議の中で専門部会を設置させていただきまして、ご意見をいただいた上で検討させていただければと考えております。

児玉委員 公共施設の建設については、例えば国際空港をユニバーサルデザイン化する時も、障がい者団体にコンサルティングを依頼して、事前に協議会を設けて、そこで意見を吸い上げて実施に当たり、それをもとにしてスパイラルアップをしていくという方向に行っているような感じがするのです。これを見ますと、何となく終わった後での検証に重点が置かれているような感じで、事前にユーザー、障がい者の方々の意見を取り入れて、設計段階でそれを実現していくという意味合いが若干薄いような感じがします。その辺はどのようなふうにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

事務局（中塚駐車施設担当係長） まず、バリアフリー基本構造策定時にも、このような場の専門部会を設置しております。その後のスパイラルアップもこういった場を活用させていただきまして内容の見直しなどを検討しております。

いろいろな施設のバリアフリー化につきましては、個別の法律も現場現場ではいろいろなことがあると思うのですが、基本的には、国で出ている整備の基準を遵守するようにしてつくっております。

事務局（伊藤交通施設担当課長） 私から補足させていただきます。

基本構造につきましては、おおむね考え方を示させていただいているものでございまして、今、児玉委員からお話ございましたように、例えば、空港の話がありましたが、各施設を新たにつくる場合は、事業者でさまざまな方からご意見をいただいて設計に生かしております。先ほど、狸小路のバリアフリーの事例の説明がありましたが、設計段階からご意見をいただいて、それも設計に反映しています。もしくは、工事を進めていく途中で確認していただく場合もございますし、でき上がったものを見ていただいて、その時点で手直しの必要な部分があるかということで、福まちの推進会議の中でも、例えば、JRの白石駅などにつきましても現地を直接見ていただきまして、使い始める前に直す部分は若干修正をしたという事例もございます。個々の施設については、各事業者でさまざまな方のご意見をいただく必要があるものにつきましては、そういう形で進めているところでございます。

児玉委員 わかりました。

事務局（徳光高齢福祉課長） もう一点、関連しまして、前段でご説明しました優しさと思いやりのバリアフリーの部会については、今、児玉委員からお話がありましたような個別の施設について、図面上の整備の基準は満たしているが、果たしてそれでいいかというところで、実際に高齢者や障がい者をお持ちの方に、目で見て、歩いていただいて確認していただくという試みをしています。

今期の部会にお願いしようと考えているのは、いろいろ候補があるのですが、その一つ

として、皆さんは新聞報道などでご存じのように、白石区役所の移転が計画されておりまして、その複合庁舎について皆様にご検討をお願いできればと考えております。

松川会長 児玉委員、よろしいでしょうか。

児玉委員 はい。

松川会長 ほかに質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川会長 それでは、今、事務局から検討課題の案として出されましたが、一つは、優しさと思いやりのバリアフリーの二つのシステムの検証です。これは前期からの引き続きになります。今、説明がありました新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しの二つについて、第8期の推進会議では検討課題として取り上げていこうということで確認させていただいてよろしいでしょうか。反対意見等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川会長 では、今期の推進会議では、この2点について検討していくことにさせていただきたいと思います。

それでは、この検討課題を具体的に検討していくため、専門部会の設置をしていくことになります。これについて、事務局から提案をお願いしたいと思います。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 専門部会の設置につきましては、今後の検討事項の中でご説明した内容に沿った二つの部会を考えております。名称は、いずれも仮称になりますけれども、公共的施設のバリアフリーチェックシステムと危険施設等通報システムを検証する(仮称)優しさと思いやりのバリアフリー部会と、新・札幌市バリアフリー基本構想の見直しを検討する(仮称)新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会を考えております。詳しい内容を専門部会において議論をさせていただいて、その内容を全体会議で報告していただくという流れを考えております。

先ほど来申し上げておりますけれども、担当につきましては、(仮称)優しさと思いやりのバリアフリー部会は、私ども保健福祉局高齢保健福祉部、また、(仮称)新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会は、市民まちづくり局総合交通計画部がそれぞれ事務局となります。

専門部会の設置についての事務局案は以上となります。

松川会長 ただいまの説明について、ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川会長 それでは、今期の推進会議においては、専門部会として(仮称)優しさと思いやりのバリアフリー部会と、(仮称)新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会を設置することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

松川会長 部会の名称はいずれも仮称となっておりますので、正式な名称についても部会で検討していただくということになるかと思えます。

続いて、専門部会のメンバーの選出についてです。

事務局から提案がありますでしょうか。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 専門部会のメンバーにつきましては、まず、この会議は、学識経験者、事業者、各団体、公募委員の皆さんで構成されておりますので、それぞれから二、三名程度を選出し、一つの部会につきまして10名前後の人数を想定しております。選出につきましては、会長、副会長と事務局で相談の上、決めさせていただきたいと思っておりますけれども、5名の公募委員の方につきましては、事前に二つの専門部会のどちらに所属したいかをお伺いした上で、そのご意見を尊重して調整したいと考えております。

事務局案は、以上でございます。

松川会長 今の事務局の説明について、ご質問等ございますでしょうか。

木下委員、お願いします。

木下委員 今、事務局から、10人前後を部会の構成メンバーとするとありましたけれども、総数からいうと、どちらにも入らない方がいるということでしょうか。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 済みません。10名を超えても構いません。大体半分ずつという感じです。

木下委員 わかりました。

松川会長 ほかにございますでしょうか。

基本的には、会長、副会長、事務局でメンバーを選定させていただき、公募委員については、事前に希望をとって部会の委員に選定したいという案でございます。

ご異議ございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川会長 なければ、そのようにさせていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

松川会長 ありがとうございます。

では、最後に、今後の全体会議、部会の開催スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局(手島福祉のまちづくり担当係長) 今後の全体会議と専門部会の開催については、全体会議は年に一、二回程度、各専門部会はそれぞれ年に二、三回程度の開催を考えております。

各専門部会のスケジュールにつきましては、まず、(仮称)優しさと思いやりのバリアフリー部会につきましては、既に今月初めに白石区の複合庁舎のバリアフリーチェックを設計段階で実施しておりますので、年内には第1回目の部会の開催を考えております。

もう一つの(仮称)新・札幌市バリアフリー基本構想見直し検討部会につきましては、先ほど、担当からもありましたけれども、11月26日に1回目の部会の開催を考えております。

2 回目の全体会議につきましては、二つの専門部会の審議状況によって開催する運びとなります。

いずれにしましても、各委員の皆様には、開催の1カ月ぐらい前には開催案内を送付させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします

事務局からは、以上となります。

松川会長 今回の事務局からの説明について、質問等はございますでしょうか。

推進会議の実質的な議論は部会で行われていくことになるかと思えます。これから選任の作業に入りますけれども、部会の皆様におかれましては、部会の中で積極的に審議していただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、予定されていた議題は以上ですけれども、皆様から全体を通して何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川会長 ないようでしたら、きょうの議事は全て終了いたしました。

これで会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

### 3. 閉 会

事務局(徳光高齢福祉課長) 以上をもちまして、本日の推進会議を閉会させていただきます。

本日は、皆さん、本当にどうもありがとうございました。

以 上